

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき _____
における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害
の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、 _____ に勤務し、出入するすべての者
に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 3 条 _____ の防火管理者は、 _____ とし
この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う
ものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施及びその指導
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。
 - ア 建物
 - イ 防火設備
 - ウ 避難施設
 - エ 電気設備
 - オ 危険物施設
 - カ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）
 - キ 消防用設備等
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) _____ に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者に対する助言及び報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告、届出等)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行う
ものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 避難訓練の指導要請及び訓練通知の届出
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理上についての必要事項

(消防用設備等の点検)

第8条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持するため次により、点検を行う。

(1) 消防用設備等の点検

	点 検 実 施 年 月 日	
	機 器 点 検	総 合 点 検
消火器	月 月	
スプリンクラー	月 月	月
屋内消火栓	月 月	月
自動火災報知設備	月 月	月
非常警報設備	月 月	月
避難器具	月 月	月
誘導灯	月 月	
動力消防ポンプ	月 月	月

(点検結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、点検結果を防火対象物維持台帳に記録するとともに____年に1回消防長に報告する。

(不備欠陥等の整備)

第10条 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備欠陥がある場合には、改修について管理権原者に報告し、早急にその是正を図る。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織と任務分担)

第11条 火災、地震、その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。この組織及び分担については、次のように定めるものとする。

担当区分	氏 名	任 務
自衛消防隊長		● 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたりるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。
通報連絡係		● 消防機関への通報又はその確認を行うこと。 ● あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。
初期消火係		● 消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。
避難誘導係		● 非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。 ● 避難誘導終了後、人員を確認しその結果を自衛消防隊長に連絡すること。
応急救護係		● 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとること。

- 2 防火管理者は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。
- (1) 一般客等の避難開始命令及び、避難状況の把握
 - (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
 - (3) 消防機関の災害現場への誘導及び情報の提供

第4章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第12条 防火管理者は、次により防災教育を行い防火管理の徹底を図るものとする。

防 災 教 育 の 内 容	実 施 時 期
1 消防計画の周知徹底に関する事 2 防火管理に関する各自の任務、責任の周知徹底に関する事 3 顧客に対する人命安全に関する基本的事項 4 火災予防上の遵守事項の徹底に関する事 5 震災予防措置に関する事 6 地震時の初動措置に関する事 7 その他火災予防上必要な事項に関する事	月 日 月 日

- 2 新採職員等については、採用の都度上記の教育内容について防災教育を行うものとする。

(自衛消防訓練)

第13条 防火管理者は、次により訓練を行い災害時における諸活動の熟練を図るものとする。

訓 練 種 別	訓 練 内 容	実 施 時 期
総 合 訓 練	●消火、通報及び避難訓練を連携して行う。 ●必要に応じて消防機関の指導を要請する。	月 日 月 日
部 分 訓 練	●指揮、消火、通報及び避難などの各訓練を個別に任務や行動を確認するため実施する。	月 日 月 日 月 日
災 害 訓 練	●震災を想定し、会社独自又は市等の行う訓練に参加する。	月 日

- 2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、「消防訓練通知書」により事前に消防署に通知するものとする。

第5章 災害対策

(震災予防対策)

第14条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく各種点検、検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具等の落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物の漏洩、流出などの予防措置

(地震後の安全確認)

第15条 防火管理者は、地震時の二次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し破損、変形等の個所について応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用供給を開始すること。

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第3章基づく自衛消防活動対策によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 防火管理者及び自衛消防隊員は、人命安全確保を図るための措置を積極的に実施するとともに一般客等に対し避難誘導、指導を行うものとする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。
- (3) 店内等で火災発生危険を伴う器具を使用しているものは、電源や熱源を停止し、安全を確保する。
- (4) 自衛消防隊員は、消防活動体制をとる。

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。